

令和4年7月26日

保護者 様

岡山県立岡山一宮高等学校  
校長 梅田 和 男

## 新型コロナウイルス感染症の陽性者に係る濃厚接触者の特定について

平素から、本校の教育活動に御理解と御協力を頂き、厚くお礼申し上げます。また、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、毎日の健康観察等お子様の健康管理にお努めいただき感謝申し上げます。

さて、令和4年5月25日に県教委から通知があり、学校においては、次のとおり陽性者との接触状況により濃厚接触者に準ずる生徒の特定を学校が関係機関との協議の上行うこととなっておりますが、このたび7月25日付で濃厚接触者の待機期間が見直されました(下線部分)。つきましては、次の内容を御確認いただき、新型コロナウイルス感染防止に向けて、改めて御家庭でも注意を喚起していただきますよう御協力をお願いいたします。

### 濃厚接触者に準ずる児童生徒等の特定等について (県教委からの通知・抜粋)

- (1) 今後、保健所による濃厚接触者の特定は、原則、同居の家族のみとされることから、学校は、陽性となった児童生徒等（以下、「陽性者」という。）から行動歴を聞き取り、次の範囲（※）で濃厚接触者に準ずる児童生徒等の特定を行う。

※ 陽性者の感染可能期間（発症2日前から）に接触した児童生徒等のうち、会話の際にマスクを着用していないなど、感染対策を行わずに飲食を共にした場合等  
(例)

- ・ 昼食、更衣、運動の際にマスクを着用せず、目安として1メートルの距離で約15分以上の接触があった場合
- ・ 寮や寄宿舎等において同室の場合
- ・ 長時間の接触（1時間程度、車内同乗等）があった場合

- (2) 特定された児童生徒等の自宅待機期間は5日間（出席停止の扱い）とし、期間短縮の措置はしない。

※ 文部科学省は「2日目及び3日目の抗原定性検査キットを用いた検査で陰性を確認した場合は、3日目から解除を可能とすること」と示しているが、県立学校の児童生徒等は適用外とする。

御家庭におかれましては、引き続き毎朝の健康観察の実施及び報告、食事の際の黙食と会話時のマスク着用、手洗い、手指消毒等について御指導くださるようお願いいたします。